

喜多方市浄化槽設置整備事業に伴う水洗化工事資金融資あっせん要綱

(目的)

第1条 この要綱は、喜多方市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）による浄化槽設置者に対し、水洗化工事及び排水設備工事に要する資金の融資を融資機関に対しあっせんすることにより、浄化槽設置整備事業を促進し公共用水域の水質汚濁を防止することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において用いる用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 水洗化工事 トイレの水洗化に係る器具購入費、器具取付費、給水工事及び大工工事をいう。
- (2) 排水設備 浄化槽本体の設置工事を除く排水管布設工事等をいう。
- (3) 融資機関 市が指定する金融機関をいう。

(融資あっせんの対象者)

第3条 融資あっせんを受けようとする者（以下「あっせん希望者」という。）は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 成年者であって、融資あっせんにより融資を受ける設置資金の補還能力を有していること。
- (2) 新築の家屋でないこと。
- (3) 連帯保証人となる予定の者1人を有すること。

(連帯保証人)

第4条 前条第3号に規定する連帯保証人は、次に掲げる要件を備えている者でなければならない。

- (1) 市内に住所を有していること（市長が特別な事情があると認める場合を除く。）。
- (2) 市町村民税及び都道府県民税が課税され、かつ、あっせん希望者と別に生計を営んでいること。
- (3) 市税を滞納していないこと。

(融資あっせんの額)

第5条 融資あっせんの額は、排水設備設置工事1件につき100万円の範囲内で1万円単位により市長が認定した額とする。ただし、要綱第4条第3項に規定する補助金の対象となる経費を除いた金額とする。

(利子の補給)

第6条 融資あっせんに係る水洗化工事資金の利子は、市が補給する。ただし、延滞した場合の延滞利息については、この限りでない。

- 2 前項の利子補給は、直接融資機関に対して行なうものとする。

(融資の条件)

第7条 融資に関して必要な条件は、この要綱に定めるもののほか、融資を受けようとする者が希望する融資機関の定めるところによる。

(融資あっせんの申請)

第8条 あっせん希望者は、水洗化工事資金融資あっせん申請書（様式第1号）に市長が必

要と認める書類を添付し、市長に申請しなければならない。

(融資あっせん決定通知)

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その書類等の審査を行い、融資あっせんを適当と認めるときは、融資あっせんの額を決定し、水洗化工事資金融資あっせん決定通知書(様式第2号)を申請者に通知するものとする。

2 市長は、第1項の規定により融資あっせんの決定を受けた者(以下「あっせん決定者」という。)が第3条に規定する要件を欠くことになったときは、当該決定を取り消すことができる。

(融資あっせんの変更申請等)

第10条 あっせん決定者は、当該あっせんに係る工事について変更、中止又は廃止をしようとする場合は、水洗化工事資金融資あっせん変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。この場合において、当該あっせんに係る工事を変更するときは、前条の水洗化工事資金融資あっせん決定通知書を添えて提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書が提出された場合(工事の中止又は廃止の場合を除く。)は、その書類等の審査を行い、適当と認めるときは、融資あっせん決定通知書に融資あっせんの変更額を記載し、承印してあっせん決定者に通知するものとする。

3 市長は、前条又は前項の規定により融資あっせんの額が確定したときは、融資機関に対して水洗化工事資金融資依頼書(様式第4号)を送付するものとする。

(融資の手続)

第11条 あっせん決定者は、融資機関の定める借入申込書に次に掲げる書類を添付し、浄化槽設置工事の工事検査に合格した日から1月以内に融資機関に申し込むものとする。

(1) 融資あっせん決定通知書

(2) 要綱第9条第2項に規定する補助金交付確定通知書

(3) 前2号に掲げるもののほか、融資機関が必要と認める書類

(融資あっせんの決定の取消)

第12条 市長は、あっせん決定者が期日までに第11条に定める手続きを完了しないときは、当該決定を取り消すものとする。

(届出等の義務)

第13条 あっせん決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、あっせん決定者又はその相続人(第1号に規定する場合に限る。)は、水洗化工事資金借受人住所等変更届(様式第5号)により、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(1)死亡したとき。

(2)氏名または住所を変更したとき。

(3)仮差押、仮処分、強制執行、破産又は競売の申立等を受けたとき。

(4)前3号に掲げるもののほか、身分又は財産に重要な変動が生じたとき。

2 あっせん決定者は、連帯保証人が死亡したとき、又は連帯保証人が第4条に掲げる要件を欠くこととなったときは、速やかに新たな連帯保証人を立てなければならない。

(償還の方法)

第14条 排水設備設置工事資金の償還は、融資を受けた日の属する月の翌月から60月以内

の期間において、毎月元金均等の方法により融資機関に償還しなければならない。ただし、約定償還日前において、繰上償還をすることができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成 18 年 1 月 4 日より施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に、旧熱塩加納村浄化槽整備事業に係る利子補給要綱（平成 5 年熱塩加納村告示第 1 2 号）の規定によりされた決定、手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりされたものとみなす。

附 則

この要綱は平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は令和 6 年 4 月 1 日より施行する。